

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 の一部を改正する省令の施行について

検査項目に塩素酸が
追加されました。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、建築物衛生法という。）施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 153 号：平成 19 年 12 月 28 日）が公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

1. 改正の趣旨

今回の改正は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に塩素酸が追加されること（水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の改正）に伴い、建築物衛生法第 4 条に基づく水質検査に塩素酸を追加し、その定期検査の頻度は1 年に 1 回となりました（次頁参照）。

2. 測定時期

塩素酸の水質検査は、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に行うこととなりました。

3. 水質基準値

塩素酸の水質基準値は0.6 mg/L以下となりました。

財団法人関西環境管理技術センターでは、追加項目である塩素酸を含むすべての水質検査項目（51 項目）の検査が可能です。ご用命、ご相談は下記までお願いします。



財団法人 関西環境管理技術センター

企画管理部 企画課

環境技術部 検査課

大阪市西区川口 2 丁目 9 番 10 号

TEL 06 - 6583 - 3262

FAX 06 - 6583 - 3274

建築物衛生法 水質検査項目及び基準値

検 査 項 目	基 準 値	単 位
1. 水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合		
[6ヶ月以内に1回検査]		
1 一般細菌	100以下	CFU/mL
2 大腸菌	検出されないこと	-
3 鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L
5 亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L
6 鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L
7 銅及びその化合物	1.0以下	mg/L
8 塩化物イオン	200以下	mg/L
9 蒸発残留物	500以下	mg/L
10 有機物	5以下	mg/L
11 pH値	5.8～8.6	-
12 味	異常でないこと	-
13 臭気	異常でないこと	-
14 色度	5以下	度
15 濁度	2以下	度
1 印の項目については、水質検査の結果が当該基準に適合していた場合には、次回の水質検査が省略可になっています。		
[1年以内に1回検査:6月1日～9月30日の間]		
16 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L
17 塩素酸	0.6以下	mg/L
18 クロロ酢酸	0.02以下	mg/L
19 クロロホルム	0.06以下	mg/L
20 ジクロロ酢酸	0.04以下	mg/L
21 ジブromokロロメタン	0.1以下	mg/L
22 臭素酸	0.01以下	mg/L
23 総トリハロメタン	0.1以下	mg/L
24 トリクロロ酢酸	0.2以下	mg/L
25 プロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L
26 プロモホルム	0.09以下	mg/L
27 ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L
2. 地下水、その他の水を水源の全部又は一部としている場合		
[3年以内に1回検査]		
28 四塩化炭素	0.002以下	mg/L
29 1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	mg/L
30 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L
31 ジクロロメタン	0.02以下	mg/L
32 テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L
33 トリクロロエチレン	0.03以下	mg/L
34 ベンゼン	0.01以下	mg/L
35 フェノール類	0.005以下	mg/L
2 給水の開始前は、水道水水質基準に関する省令に掲げる全ての項目(51項目)の水質検査が必要です。		